

はたらく消防の 写生会作品展



▲写生会の様子

区内の小中学校と新宿養護学校の子どもたちが描いた消防隊員や消防車両等の写生画、火災予防等のポスター、未来の消防車をイメージした絵などを展示します。展示内容等詳しくは、各消防署へお問い合わせください。

【日時・会場】①四谷区民センター1階ロビー(内藤町87)：8月8日(月)～18日(木)午前8時～午後10時(8日)は午前9時から、18日(木)は午後2時まで、②四谷消防署(四谷3-10)：8月19日(金)～28日(月)午前9時30分～午後5時、③若松地域センター(若松町12-1)：8月1日(月)～31日(木)午前9時から午後9時45分(1日)は午後1時から、31日(木)は午後1時まで、④牛込算寄地域センター(算寄町15)：8月1日(月)～31日(木)午前9時～午後9時45分(1日)は午後1時から、31日(木)は午後1時まで、⑤東京都健康プラザハ

イジヤ歌舞伎町2-44)：8月3日(水)～9日(火)午前10時～午後5時、⑥落合第一地域センター(下落合4-16-7)：8月19日(金)～23日(火)午前10時～午後5時、⑦新宿パークタワー階ギャラリー1-3(西新宿3-17-1)：8月24日(水)～29日(月)午前9時～午後5時、24日(水)は午後3時から、29日(月)は午前10時まで、※いずれも施設の休館日を除く。

【問合せ】①②は四谷(3)3357-0119、③④は牛込(3)267-0119、⑤⑥⑦は新宿(3)371-0119の各消防署へ。



ドイツ・ミュンヘンで開催される世界最大のビール祭り「オクトーバーフェスト」の雰囲気を楽しめるビアガーデンが、今年も新宿にやってきました。

会場では、普段はなかなか飲む機会のない本場の樽生ドイツビールが楽しめます。ステージではドイツの民族音楽が披露され、歌と踊りに参加できます。

【日時】7月29日(金)～8月7日(日)午後4時～9時(土・日曜日は正午から) ※ラストオーダーは午後8時30分

【会場】新宿「オクトーバーフェスト」(新宿区、〒160-0002) 新宿オクトーバーフェスト運営事務局(371-136730) (平日午前10時～午後5時)へ。

ドイツのビール祭りが今年も新宿にやってくる



【日時】7月29日(金)～8月7日(日)午後4時～9時(土・日曜日は正午から) ※ラストオーダーは午後8時30分

【会場】新宿「オクトーバーフェスト」(新宿区、〒160-0002) 新宿オクトーバーフェスト運営事務局(371-136730) (平日午前10時～午後5時)へ。

はがき・ファックスの記入例

①講座・催し名
②干・住所
③氏名(ふりがな)
④電話番号

※宛先は各記事の申し込み先へ。
※費用の記載のないものは、原則無料。

催し・講座

水曜上映会
【日時】8月10日(水)午後2時～4時(午後1時40分開場)

【上映作品】「七つの会議 Vol.2」(1時間55分)

【会場】申込み当日直接、新宿コマビル(大久保3-1-1)へ。先着80名。

【問合せ】中央図書館(33641421)へ。

夏休み親子 手作り乾電池教室
●消費生活センター委託講座
【日時】8月22日(月)午後1時～3時30分

箱根つつじ荘 グリーンヒル八ヶ岳 区民保養施設の利用申し込み

方のみ申し込みめる「区民優先予約(当選者を含む)」どなたでも申し込みめる「一般予約」の順に、先着順で電話か受付窓口で予約を受け付けます(土・日曜日、祝日は電話のみ)。空き室の状況は、日通旅行(株)ホームページ(<http://www.ntb-tokyo.co.jp/>)でも確認できます。

【申込開始日】区民優先予約：8月21日(日)、一般予約：9月1日(木)

※利用料金には各種割引制度があります。箱根つつじ荘に宿泊する方には、小田急線の運賃割引証を発行します。利用のご案内は、区民保養施設ハンドブックは、抽選はがきとともに、受付窓口等で配布しています。

【区の担当課】生涯学習スポーツ課生涯学習スポーツ係(本庁舎1階) 05273-43558、05273-35950

オヘア鑑賞の集い

●レザードイストで鑑賞
【日時】内容：8月25日(木)：ヴェルディ(歌劇)シモン・ボッカネッラ(2時間23分)
9月15日(木)：ロッシ「二歌劇」セビリアの理髪師全2幕(2時間40分)
10月20日(木)：エメリッヒ・カーマン「マリツァ伯爵令嬢」(1時間47分)

※いずれも午後6時30分から(午後6時15分開場)

【会場】申込み当日直接、若松地域センター(若松町12-1)へ。

【主催】問合せ「若松地域センター管理運営委員会」(3209)6030へ。

本を語る会議

【日時】8月27日(土)午後2時～4時
【会場】北新宿生涯学習館(北新宿3-20-2)

【内容】独自の情報整理術を公開した作家・奥野直之が最新刊「図書館超活用術」を解説

【申込み】7月27日(木)から電話または直接、北新宿図書館(北新宿3-20-2)へ(3365)475

【問合せ】本庁舎1階(5273)33521へ。

スポーツ

【日時】9月2日、23日(20日(火)を除く)の火、金曜日午後7時～9時、全6回

【対象】区内在住、在勤の18歳以上で初心者、初級程度の方、20名

【費用】5千円(6回分保険料ほか)

【主催】申込み・往復はがきに4面記入例のほか年齢・性別を記入し、8月10日(必着)までに区硬式蹴球連盟(古山町162-0041)早稲田鶴巻町55(3202)5876へ。応募者多数の場合は抽選。

自転車でのご加害事故による高額賠償事例が増えています。万が一に備え、自転車の傷害保険・賠償責任保険等に加入しましょう。補償内容等詳しくは、各損害保険会社へ。

あなたのマンションは大丈夫ですか? 「活用ください」

分譲マンション 管理のための支援制度

分譲マンションの良好な居住環境を長く保つためには、マンションの定期的な修繕を行うなど適切な管理が必要です。区では、分譲マンションの区分所有者等によって構成される管理組合が、その機能を十分発揮し運営できるように、さまざまな支援をしています。マンションの維持管理や計画的な修繕のため、区の支援制度をご利用ください。

【問合せ】住宅課居住支援係(本庁舎7階) 05273-35673(3204) 2609へ。

専門家にご相談ください

■マンション管理相談

新宿区マンション管理相談員(マンション管理士、1級建築士等)が相談に応じます。相談の2日前祝日等の場合はその前日までに住宅課居住支援係へ電話で予約してください。

【日時】毎月第2・第4金曜日午後1時～2時20分、午後2時30分～3時50分(祝日等を除く。8月は12日、26日に実施)

【会場】区役所第1分庁舎2階区民相談室

■マンション管理 相談員の派遣

分譲マンションの管理組合等の総会・理事会・各種専門委員会など区分所有者が集まる場に、新宿区マンション管理相談員を派遣します。

●派遣の対象
次のいずれかの相談を受け、専門家の派遣が必要と判断された区内分譲マンションの管理組合等

▼マンション管理相談(上記)
▼マンション問題無料なんでも相談：毎月第1・第3水曜日午後1時～4時/8月は3日・17日に区役所本庁舎1階ロビーで実施。予約不要

●派遣の内容
新宿区マンション管理相談員1名を、1回2時間派遣。派遣は同一マンションに付き年度内3回まで

■セミナー・交流会を開催しています

区内の分譲マンションの管理組合や区分所有者を対象に、セミナーと交流会を開催しています。

日時・内容等詳しくは、広報しんじゅく、新宿区ホームページでお知らせします。

●マンション管理組合 交流会
管理組合同士の連携を強めるための交流会を地域センターで開催しています。

●実施回数・定員(年2回)
(28年度は9月・1月に実施、各回40名)

【内容】4つのテーマごとに班に分かれて交流討論
※各班には新宿区マンション管理相談員がコーディネーターとして参加します。

**ご活用ください
住まいるダイヤル**

マンションの区分所有者、借家人などがご利用いただけるマンションの建て替え・マンション敷地売却等に関する相談窓口です。

一級建築士の資格があり、住宅に関する広い知識を備えた相談員が、相談に応じます。

電話相談した内容について、法律や制度等に関する専門的な相談が必要な場合は、弁護士・建築士による無料の対面相談(専門家相談)を受け取ることができます。

●電話相談窓口
0570(016)100(ナビダイヤル)
※PHSや一部IP電話からは、03(3556)5147

【受付時間】午前10時～午後5時(土・日曜日、祝日等を除く)

【問合せ】住宅リフォーム・紛争処理支援センター(3261)4567へ。詳しくは、同センターホームページ(<http://www.chord.or.jp/>)でもご案内しています。

新宿区役所本庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎の代表電話は ☎ 03 (3209) 1111、新宿区ホームページは 🌐 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/> です。

以下の項目に 当てはまることはありませんか

- 管理組合の管理規約や使用細則の内容が現状に合っていない
- 管理組合を機能させたいがどうしたら良いかわからない
- 管理規約や使用細則がないので作りたい
- 管理組合の理事会・総会が定期的に開かれていない
- 居住者間のトラブルやマナー問題で悩んでいる
- 管理組合の役員が任期満了で悩んでいる
- 修繕積立金が計画的に積み立てられていない
- 管理費や修繕積立金の滞納がある

7月1日施行 容積率制限の緩和許可に関する 運用基準を制定・施行しました

耐震性が不足しているマンションの建て替え等の円滑化を図るため、26年に改正されたマンションの建替え等の円滑化に関する法律(以下「マンション建替え法」)の次と、マンションの売却・建て替えに関する制度が創設されました。

◆耐震性が不足しているマンションの認定要件
耐震改修促進法に基づく耐震診断の結果、地震に対する安全性の評価の耐震性能を表す指標の1S値(構造耐震判定指標)が0.6未満である場合、管理者等からの申請により、要除却認定マンション(耐震性が不足しているマンション)として認定されます。

◆容積率の制限緩和の主な内容
計画敷地の接する道路の幅や接道の長さ、道路に面した公開空地の設置などの適用要件を満たした場合、公開空地の面積の割合に応じた容積率および公益施設の設置面積分の容積率を緩和します。

●問合せ
▼マンション建替え法について：住宅課居住支援係(本庁舎7階) 05273(35)673(35)
▼要除却認定について：防災都市づくり課耐震担当(本庁舎7階) 05273(3)829(9)92277へ。
▼容積率許可について：建築指導課建築審査担当(本庁舎8階) 05273(3)742(9)3209(9)2277へ。

自転車でのご加害事故による高額賠償事例が増えています。万が一に備え、自転車の傷害保険・賠償責任保険等に加入しましょう。補償内容等詳しくは、各損害保険会社へ。